

## 出向者進行原稿

# 平成29年度 人権・同和問題 小地域懇談会

テーマ

「聞こう、語ろう～意識調査から～」

★参加者用資料①・参加者用資料②(あかるいこころ)・アンケートを配布する。

只今より平成29年度 人権同和問題 小地域懇談会を開催します。

①まずははじめに、集落の代表の方よりごあいさつをいただきます。

②出向者より自己紹介を行います。※氏名、所属を言う

### 【日程】

- 1 開会(10分)
  - ① 集落代表あいさつ
  - ② 出向者自己紹介
  - ③ 日程説明
  - ④ テーマの経緯説明
  - ⑤ 話し合いのルール説明
- 2 意識調査報告①(10分)
  - ・意識調査(法律・条例の認知度等)(5分)
  - ・部落差別の解消の推進に関する法律(5分)  
<あかるいこころ第38集の朗読>
- 3 アイスブレーキング(5分)
  - ・意識調査の風習についてのクイズ
- 4 グループ討議(40分)
  - ・自分の理想の結婚相手の条件とは?
- 5 グループ発表(10分)
- 6 意識調査報告②(10分)
  - ・意識調査(結婚について・身元調査等)
- 7 閉会(5分)

③「参加者用資料①」の1ページをご覧ください。それに沿って本日の日程を説明します。

※流れとそれぞれの時間を説明する。

④次に本年度「聞こう、語ろう～意識調査から～」というテーマを行うに至った経緯を説明します。

平成28年度に江府町において「江府町同和問題に関する町民意識調査」を実施しました。

その集計、分析の報告は、同推協の総会で報告をし、現在は、町報においても報告をさせていただいております。しかしそれ多くの方に知っていたい、学習につなげていけたらという思いからこのテーマといたしました。ただ、今回的小地域懇談会すべての調査報告は難しく、ごく一部の報告とさせていただきます。ご了承ください。

次に今年度もグループ討議をしていくわけですが、そのための話し合いのルールがありますのでそれを先に説明します。

## 話し合いのルール

### 1 参 加

- ・意見を自由に出せる雰囲気をみんなでつくろう！
- ・人の話を聞いたり、自分の思いを話したりして、みんなつながろう！  
ただし、発言したくないときは、ハッキリと「パス！」という権利があります。

### 2 尊 重

- ・人の話は共感的に、しっかりと聴こう！
- ・意見には反対しても、その人自身には温かい気持ちを持つとう！

### 3 守 秘

- ・話し合いの中で誰が何を言ったかは、外に漏らさないようにしよう！（プライバシー）

## 話し合いのルール

### 1 参 加

- ・意見を自由に出せる雰囲気をみんなでつくろう！
- ・人の話を聞いたり、自分の思いを話したりして、みんなつながろう！  
ただし、発言したくないときは、ハッキリと「パス！」という権利があります。

### 2 尊 重

- ・人の話は共感的に、しっかりと聴こう！
- ・意見には反対しても、その人自身には温かい気持ちを持つとう！

### 3 守 秘

- ・話し合いの中で誰が何を言ったかは、外に漏らさないようにしよう！（プライバシー）

グループ討議を行う時は、このルールを守ってより良い討議を行いましょう。  
ということでまずは、意識調査の報告から入っていきます。

# 意識調査報告

①

はじめに、意識調査についての説明からしていきます。

# 江府町同和問題に関する 町民意識調査について

## 調査対象

- ・町内20歳以上の約3分の1を無作為抽出  
(869人)を対象に調査を行った。

## 回収状況

- ・有効調査票は666票(回収率76.6%)

平成28年度12月に「江府町同和問題に関する町民意識調査」を実施しました。  
本調査の対象者は、

20歳以上の江府町住民から約3分の1を無作為抽出した869名に調査を行いました。

その後回収した結果、

有効調査票は666票。有効回収率は76.6%となっています。  
それでは意識調査の報告を行います。

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

**調査内容、調査結果については割愛します。**

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

昨年12月に新たな法律が施行(せこう)されました。  
これは、国が初めて「部落差別が今なお存在していること」を認めた法律です。  
それが「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

### 「部落差別の解消の推進に関する法律」

目的	現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に關し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進する。
基本理念	部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならない。
国の責務	部落差別の解消に關する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。 1. 相談体制の充実を図る。 2. 教育及び啓発を行う。 3. 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。
地方公共団体の責務	部落差別の解消に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。 1. 相談体制の充実 部落差別に關する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。 2. 教育及び啓発 部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

(資料提供：鳥取県人権局 人権・同和対策課)

先ほどの調査結果からもわかるとおり、法律や条例の認知度は低いということです。周知が必要となります。

ということで今回は、参考資料として「部落差別の解消の推進に関する法律」を8ページに掲載していますのでそちらを説明していきます。

ただし、今回説明するのは、第1条の目的と第2条の基本理念についてとなります。その説明については、

本年度作成しました「あかるいこころ第38集」に載せていますのでそちらを読んでいきたいと思います。

皆さんのお手元には、参加者用資料②の「あかるいこころ」のコピーがあると思いますのでご覧ください。

それでは「あかるいこころ」を読んでいきます。

## ○あかるいこころ第38集の朗読

————朗読————

ということで、今回は第1条、第2条の説明をしました。  
その中で第1条の①現在もなお部落差別が存在するという説明の中にも  
あったとおり、結婚や居住地選びなど人生の節目の時期に部落差別についての  
こだわりを持つ人はまだおられるのが現状です。  
法の施行(せこう)と意識調査の結果を踏まえてグループ討議を行いたいと思いま  
す。  
ですがまずは、意識調査からクイズを2問出題しますので答えてみてください。

4 アイスブ레이キング

クイズ

**【第1問】**

結婚式は「大安」の日に行うほう  
がいいと思う。  
の質問で何%の人が「そう思  
う」と回答したでしょう。

- ①24.5%    ②50.4%    ③81.2%**

(割愛)

**【第2問】**

葬式は「友引」をさけて行う方がいいと思う。

の質問で何%の人が「そう思う」と回答したか。

- ①28.2% ②50.6% ③70.8%**

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

これでクイズは終了します。

# 5 グループ討議

それでは、グループ討議に入りますがまずは、グループ分けをしたいと思います。

**★グループ分けをする。(大体5~6人を1グループにする。分け方は出向者で決めてください)**

**★各グループにダイヤモンド・ランキングの模造紙と条件カードとステッカのりを配る。**

クイズの前にもお話をしましたが、今回は意識調査や法律の説明の中で出てきた人生の節目である結婚について  
グループ討議を行っていきます。

**【質問】**

**あなたが理想とする結婚  
相手の条件は？**

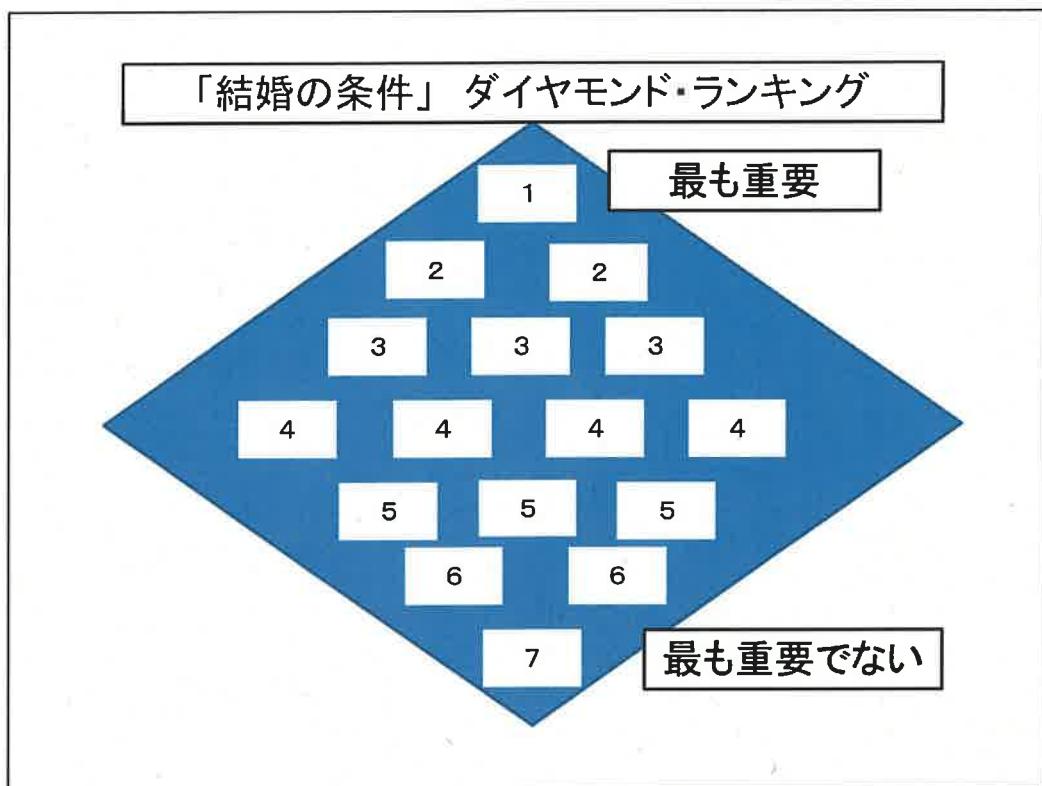
(参加者用資料①の11ページ下段)  
まず、質問します。

皆さんに結婚すると仮定して考えてみてください。  
あなたが理想とする結婚相手の条件は？

結婚の条件	
見た目	健康
家柄	ルーツ(出自)
趣味が合う	結婚歴
収入	国籍
親との相性	年齢
性格	学歴
親の職業	父母等同居
住んでいる所	職業

ということで今回は、理想の条件として16個の条件をこちらで準備していますので  
参加者用資料①の12ページをご覧ください。

この16個の条件をグループで話し合って重要度の高い順にランキングを作成してい  
ただきます。



今回していただくのは、ダイヤモンド・ランキングというランキング方式です。(参加者用資料①の13ページ上段)

各グループに先ほどの条件を書いたカードがあると思います。

そのカードを一枚ずつグループで話し合ってどの順位に置くかを決めてください。  
決まったらその順位にカードを置いてください。

見本のように

1位は1つ、2位は2つ、3位は3つ

4位は4つ、5位は3つ、6位は2つ

最下位は1つ

という形でカードを置いてください。

なぜその条件を選んだのなど理由があればそれも言ってください。

話し合いは30分となります。

それから注意事項があります。スティックのりを各グループにお渡ししていますが、  
ランキングがすべて確定した後カードを模造紙にのりで貼りつけてください。

からなず、ランキングがすべて決まってから貼り付けてください。

それでは「あなたが理想とする結婚相手の条件」についてグループでランキングを  
完成させてください。

※グループ討議の後グループ発表をしていただきますので参加者の中から発表  
者を決めてください。

※グループ討議の時間配分【説明5分 + 討議30分 + のり付け5分】

※出向者の皆さんには、別紙で結婚の条件の一覧をお渡ししますので各グループで  
出た意見についてメモを取ってください。(どの条件で、どういった意見が出たのか  
等。)

## 6 グループ発表

各グループの発表をしてください。

発表の内容は、1位と7位は何を置いたのかを理由も含めて発表をお願いします。

-----発表後-----

○人それぞれに「価値観」があり、お互いが話し合いの中で相手のことを知り、自分のことを知つもらうことができたのではないでしょか。

○自分の結婚について考えたとき多くの人が人柄、性格など内面を重要視しているのではないか。その反対に家柄や、ルーツ(出自)などの重要度は低い傾向にあります。

※今回の条件にある「ルーツ(出自)」「住んでいる所」などは「同和地区」を想定していました。が、そういう捉え方をされなかった人がおられた場合上位に来る可能性があります。

そのような場合は、『「ルーツ(出自)」「住んでいる所」=「同和地区」と想定した場合自分たちのランキングはどう変わるのかをまた考えてみてください。』ということを伝えてください。

グループ討議では自分の結婚の時を想定して考えていただきました。  
では、自分に子どもがいると想定してその子が結婚するときはどうなのかを今回の意識調査で聞いていますので見ていきます。

# 7 意識調查報告②

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

調査内容、調査結果については割愛します。

(割愛)

身元調査については鳥取県では、参加者用資料①の16ページ・17ページにあるチラシなどで啓発を行っています。

## わかりますか？ 身元調査で心まで

考えてみましょう 身元調査のこと、一人ひとりの人権のこと

自分は相手のことを知りたいだけ。  
差別するつもりはないのですが…。



ただ知りたいだけというのであれば、何のために  
調査をするのでしょうか。  
調べようとする行為に差別意識が潜んでいるのです。  
調べた結果、偏見や差別意識から相手に悪名をつけて  
しまったり、嫌がらせてしまったりすることになるので  
はないでしょうか。

誰として、子どもの幸せを願って身元  
調査することがなぜいけないのですか？



結婚は本人同士の合意により成立します。(昭和第  
24年)  
子どもを産う娘の気持ちが、身元調査を正当化す  
るものではありません。  
幸せかどうかは子ども自身が決めることです。

〒680-8570 島根県出雲市一丁目220番地  
島根県 総務部 人権局 人権・円和対策課  
電話(0857) 26-7073, 7074 フaxシミリ(0857) 26-8138  
電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

平成29年9月改訂版

## 身元調査を しないさせない許さない！

差別意識や偏見に基づいて行われる  
身元調査は人権侵害です。

差別意識や偏見に基づき、結婚や就職に  
際し、本人の知らないところで、その人  
の出生や経験などを調べる身元調査は、  
重大な人権侵害です。

聞き合わせによる身元調査のほか、近年  
では、戸籍謄本や住民票の写し等を不正  
に取得する事件も発覚しています。

差別のない真に人権が尊重される社会づ  
くりをめざすため、身元調査を「しない、  
させない、許さない」というルールを築  
き、私たち一人ひとりが、改めて人権意  
識を高めていく必要があります。



「差別や偏見に基づき結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の出  
生や経験などを調べる身元調査は重大な人権侵害である」  
ということを訴えたチラシを作成し、啓発が行われています。

身元調査の中には、戸籍謄本、住民票の写し等を不正取得する事件も起こっています。

## 身元調査 お断り!

### ◆プライバシーの侵害になります

私たち、人のことを知りたいという気持ちと同時に、自分のことを人に知られたくないという気持ちも持っています。

本人の知らないところで、本人にわからないように調べることや、身元調査に協力することはプライバシーの侵害にあたります。

### ◆差別行為につながるもののです

身元調査の多くは、同和地区出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるという人権侵害につながるものなのです。

本人の性格や能力とは関係なく、本人はどうすることもできない「出生」や「家庭環境」などで結婚や就職の際に差別をすることは許されないことです。

## 身元調査 お断り!



## 個人情報の不正取得と「本人通知制度」

### ◆住民票の写し等の不正取得が発覚

平成23年に東京の法務省機関の実業経営者らが、全国の市町村から戸籍の謹抄本や住民票の写し等を1万枚以上不正に取得し、犯罪などに利用されていた事件が発覚しました。

この事件では、馬鹿の自治体からも35件の住民票の写し等が取得されました。

この不正取得の背景には、相手に気づかれないよう相手の身元を調べることを調査会社等に依頼する人がいることが挙げられます。

### ◆あなたの個人情報を守る「本人通知制度」

本人通知制度は、市町村が戸籍の謹抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度です。

当県内の市町村はすべてこの制度を導入していますが、この通知を受けるためには、県内では江府町及び豊原町を除き、原則として事前に市町村の窓口で登録が必要があります。

本人通知制度は、不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や非営利の早期発見ができます。また、不正が発見する可能性が高まることから不正取得を抑制する効果が期待されます。

(参考) どっとりん情報紙「ふらっと」第27号(平成29年7月発行)記事の抜粋



(注1) 江府町、豊原町及び北安町は、第三回から請求があったもののうち不正な目的で利用されたことが明らかになった場合は、事前登録していなくても本人に通知します。  
(注2) 木子市及び勝浦町は、本人の代理人(本人の委任状を提出した)へ交付した場合は、事前登録していないても本人に通知します。

こういった事件をうけて、各市町村では、住民票や戸籍の証明書の不正取得の抑止を目的として「本人通知制度」を実施しています。

参加者用資料①の18ページ及び19ページをご覧ください。

### 江府町の「本人通知制度」について

**本人通知制度とは**

住民票や戸籍の証明書を本人等ではなく、「代理人」や「第三者」に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知する制度です（証明書の原本を制限するものではありません）。

この通知を行うことにより、委任状の偽造による不正請求や、身元鑑定のための不正取扱いによる権利侵害を防止する効果が期待できます。

**手続の流れ**

**対象となる方**

- 江府町に住所（住民登録）がある方
- 江府町に本籍がある方

平成28年1月1日から事務登録が下書きとなりました。町外に居住している方も、本籍が江府町であれば対象となります。

通知は「住民票」または「戸籍（台帳）」に記載されている住所にて送付されます。

ただし、以下に該当する方は対象となりません。

- ・過去に亡くなった方、現在は住所、本籍ともして町外の方
- ・死亡ごとに限り、本人に通知ができない方
- ・警報発令で国外転出（10）国内・住所の登録がない方

**対象となる団体**

- 本籍の記載のある住民票の写し
- 本籍の記載のある住民票の記載事項証明
- 戸籍の附票の写し
- 戸籍謄抄本（全部事項証明、個人事項証明）
- 戸籍の記載事項証明（一部事項証明）

消印された住民票（除部）や偽された戸籍（除籍、原戸籍）も含みます。

ただし、以下の場合には通知されません。

- ・同じ世帯の方からの住民票の請求
- ・同一戸籍に記載のある方、配偶者、直系血親（父母、子など）からの戸籍の請求
- ・国や地方公共団体からの公用請求
- ・法律で定める税制や給与処理手続きのための請求

**通知される内容**

- 交付年月日
- 証明書の種類
- 交付通数
- 請求者／種別（代理人または第三者）

請求者の氏名や住所は通知されません。

通知の内容が心当たりがない場合は、両手請求をすることができます。ただし、開示される内容は「江府町個人情報保護条例」の規定の範囲内となります。

本人通知制度とは何かというと、住民票や戸籍の証明書を代理人や第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実を本人に通知することです。

また、「本人通知制度」には事前登録型で更新手続きが必要なもの、事前登録型で更新の必要なないもの、登録をしなくてもその市町村に住所または本籍があれば通知されるものがあり、江府町では登録しなくても住所または本籍が江府町にあれば通知されるようになっています。

通知が来た場合は、必ず目を通して確認をしてください。

詳しくは、参考資料として18~19ページに『江府町の「本人通知制度」について』をつけていますので後程ご覧ください。

調査内容、調査結果については割愛します。

最後に住民の皆様の学習に対する意識について見ていきます。

(割愛)

今後も小地域懇談会をはじめ研修会などが開催されます。お誘いあわせの上ご参加いただき学習を深めていただければと思います。

最後に集落の代表の方にご挨拶をいただきたいと思います。

※アンケート記入をお願いしてください。